

ひまわり 向日葵

第251号

平成29年6月号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌

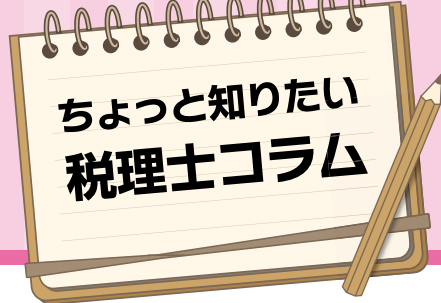


ラベンダー畑（札幌 幌見峠）

主な 内容

ちょっと知りたい税理士コラム……………	2-3	女性フォーラム参加報告／源泉所得税実務研修	
税務署だより……………	4-5	会実施報告／ビジネスマナー研修実施報告／	
支部・部会税制研修会実施報告／		補助金・助成金獲得法セミナー実施報告……………	12
青年部会経営講演会実施報告……………	6	人人……………	13
教えて税理士さん!／		法人会入会案内／新人会員紹介コーナー……………	14
法人会セミナーのご案内……………	7	法人会の法律相談のご案内／	
社労士column……………	8	セミナーDVDレンタルサービスのご案内……………	15
地域の名所／地域のイベント情報……………	9	支部・部会報告会交流会実施報告……………	16-17
租税・科学教室のご案内／青年部会主催経営講		全法連東法連表彰者……………	18
演会のご案内／立川都税事務所からのご案内…	10	法人会行事のご案内……………	19
会社紹介……………	11	recipe……………	20





事業承継

山田太郎さんはコンピューターの保守管理会社を経営しています。年商3億、社員20人、自社株の評価額5千万円ほどです(非上場)。ある日、税理士と事業承継の相談を終えて会社へ帰ってきました。親子の会話で税金の解説をします。(法令は平成29年6月現在)

父 今日は2回目の親族会議だな。前回はお父さんがこの会社を興した気持ち、会社の理念、目標を伝えた。そして、決算書、売上先、社員の状況の3点から当社の強みと弱点を話したはずだ。

長男 初めて聞く内容で考えるところが色々ありました。

父 そうか。そうだろうな。まずは今後の具体的なスケジュールを伝えたいと思う。父さんは今60歳だ。10年後の70歳で2代目の剛に会社を渡して引退したいと思っている。それで来年には社内に計画発表。3年後の63歳で取引先、銀行に剛を紹介。65歳の5年後には剛が代表取締役に就任だ。そのあとの5年間、お父さんは会長、相談役で見守っていききたいと思う。

長男 僕は34歳で取締役、36歳で専務、38歳で社長ですね。責任の重さに緊張します。

父 当社の自社株は現時点でお父さんが70%を所有している。最初の4年間で5%ずつ剛に贈与したいと思う。年間110万の非課税の贈与枠を使えば異動できるそうだ。4年間で20%の異動だな。

長男 うちの会社は株価が高いと聞いたけど異動の際に贈与税はかからないの？

父 適正な範囲で役員報酬を上げたり、生命保険加入等で会社の利益を下げて株価を下げるのが大事だそうだ。

長男 贈与ではなく売買だと、お父さんが譲渡益に税金がかかるんだね。僕も代金の用意が大変だ。

父 そうだね。贈与か売買かの比較検討も必要だね。

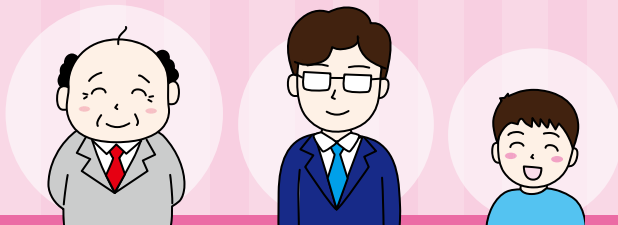
長男 それから、妹への配慮をしないといけないと思う。僕が会社を事業承継するにあたり妹にも相続人として遺留分がある(*1)。そのことで僕の経営権が妨げられたりする。また自社株が今後とも上がると、相続の時の上がった価格で遺留分の計算となる。そうすると僕は仕事のモチベーションが下がってしまう。

父 その対策のために、遺留分に関する「民法の特例」を使うんだよ。

事業承継計画

項 目		現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
売上	売上高	3億					3.2億					4億
現 経 営 者	年 齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
	役 職	社長					→会長		→相談役			→引退
	関係者の理解	家族 会議	社内へ 計画発表		取引先・ 金融機関 に紹介		役員変更 /遺言の 作成					
	持株 (%)	70%	65%	60%	55%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
		毎年贈与 (暦年課税制度)						事業承継 税制				
後 継 者	年 齢	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳
	役 職		取締役		→専務		→社長					→
	持株 (%)	0%	5%	10%	15%	20%	70%	70%	70%	70%	70%	70%
		毎年贈与 (暦年課税制度)						事業承継 税制	納 税 猶 予			

※様式は、独立行政法人中小企業基盤整備機構のサイトから入手可能。



民法の特例・・・経営承継円滑化法が制定。

①後継者が贈与された自社株は、遺留分の計算に含めない合意で経営権が妨げられなくなる。
②自社株の価格を合意時点の価格とすることで、先々に株価が上昇しても遺留分の計算には無関係となり経営に集中できる。

父 そして、5年目で剛が社長になる時に残り50%を贈与したいと思う。

長男 50%も贈与。すごい、大丈夫なの。税金が大変じゃないの？

父 納税猶予制度を使うんだ。

相続税、贈与税の納税猶予制度・・・経済産業大臣の認定を受けて様々な適用要件をクリアした場合に株式価格の80%の相続税の納税猶予となります。贈与の場合は100%の贈与税の納税猶予となります。（発行済議決権株式総数等の3分の2を上限）

長男 「猶予」ということは、いずれは納付するのかな？「猶予」された税金は最後どうなるの？相続税の場合は？

父 相続税の猶予は、剛が自社株を死亡する時までに保有し続けた場合に「免除」になるんだ。逆に、新社長になり一定の5年間の認定の有効期間内に社長を辞めるとか社員が少なくなると大変だ。経済産業大臣の認定は取り消されて猶予税額の全額と利子税も納付となるんだ。（年次報告書、継続届出書等の要件あり）

長男 え、そうなんだ。では、贈与税の「猶予」は？最後はどうなるの？

父 3代目がこの猶予制度を使えばOKだ。2代目の剛の「猶予額」は免除されるんだ。

贈与税の納税猶予・・・3代目が納税猶予制度を使えば2代目が猶予されていた贈与税の納税義務は免除されます。また贈与者の死亡時に、自社株は相続により取得したものとみなし、贈与時の時価により相続財産に合計して相続税計算となります。その場合に、経済産大臣の認定を受けて相続税の納税猶予を受けることが可能です。（他にも要件あり）。要件に合わなくなると猶予税額の全額と利子税の納付になります。

長男 なるほど、難しいね。今度は僕も税理士さんに逢って教えてもらいたいな。

父 そうだね。今度は一緒に行こう。ところで、さっき「初めて聞く内容で考えるところが色々ありました。」と言ってたけど。剛は社長になったらまず何をしたいんだ。社長には何が大事だと思うかな？

長男 僕は、前の会社で覚えた最先端の技術を会社に導入したいと思っているんだ。もっと効率良く、生産性を上げて早く帰宅できるようにしたいな。

父 それは前回も聞かせてもらったよ。それも大事だけど。剛は33歳だろう。20人の社員の7割は剛より年上になるんだ。まずは20人の社員の仕事の苦勞を聞かせていただいて勉強することだ。そして剛が会社で一番苦勞することだ。そうでなければ20人はついてこないし護ってもくれないぞ。一番苦勞している姿で納得させるんだ。剛のこの5年間での苦勞が新社長の唯一の拠り所だよ。

長男 。。。

* 1 遺留分・・・相続人に法律上確保された一定割合の相続財産。

* 自社株の評価は①純資産価格方式②類似業種比準価格方式③配当還元価格方式。

* 特例要件等は紙面の関係で割愛。

結論

上記は、株価が約5000万以上の会社のフルバージョンの事業承継対策です。株価が約5000万以下の会社でも事業承継対策は必要です。
①会長の会社への貸付金対策②自社株を長男等へ暦年贈与で異動。株価が高くない会社でも、業歴が長い会社の役員貸付金は数千万を超える場合もあります。この会長の貸付金は相続財産になります（原則）。債務免除、資本金へ振り替えて整理をすることは重要です。

■ 事務所 能勢税務会計事務所
小平市学園西町2-18-29
■ TEL 042-343-7271

税 務 署 だ よ り



イータックス e-Tax 利用の簡便化

平成31年1月 に向けて準備を進めています

国税庁では、マイナンバーカードに標準的に搭載される電子証明書やマイナポータル認証連携機能の活用などにより、個人納税者の方のe-Tax利用を簡便化するためのシステム修正を進めており、**平成31年1月**からご利用いただける予定です。

簡便化の概要

具体的な手続の内容などについては、今後、改めてお知らせいたします。

マイナンバーカードによるe-Tax利用



マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、簡易な設定でe-Taxの利用を開始し、申告等データの作成・送信ができるようになります。



e-Taxを利用するためには、事前に税務署長へ届出をし、e-Tax用のID・パスワード※の通知を受け、これらを管理・入力する必要がありますが、簡便化後は、そのような手間がなくなります。



今後e-Taxを利用する場合に、マイナポータルを経由して入手した医療費情報を活用できるようにするなど、手続の簡便化に向けた取組を進めています。

※e-Tax用のID：利用者識別番号・e-Tax用のパスワード：暗証番号

ID及びパスワードによるe-Tax利用



マイナンバーカード及びICカードリーダライタが未取得の方については、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードによる電子申告を可能とします(注1)。



厳格な本人確認は、税務署における職員との対面などにより行います(注2)。



メッセージボックスの閲覧には、原則として電子証明書が必要となります(注2)。

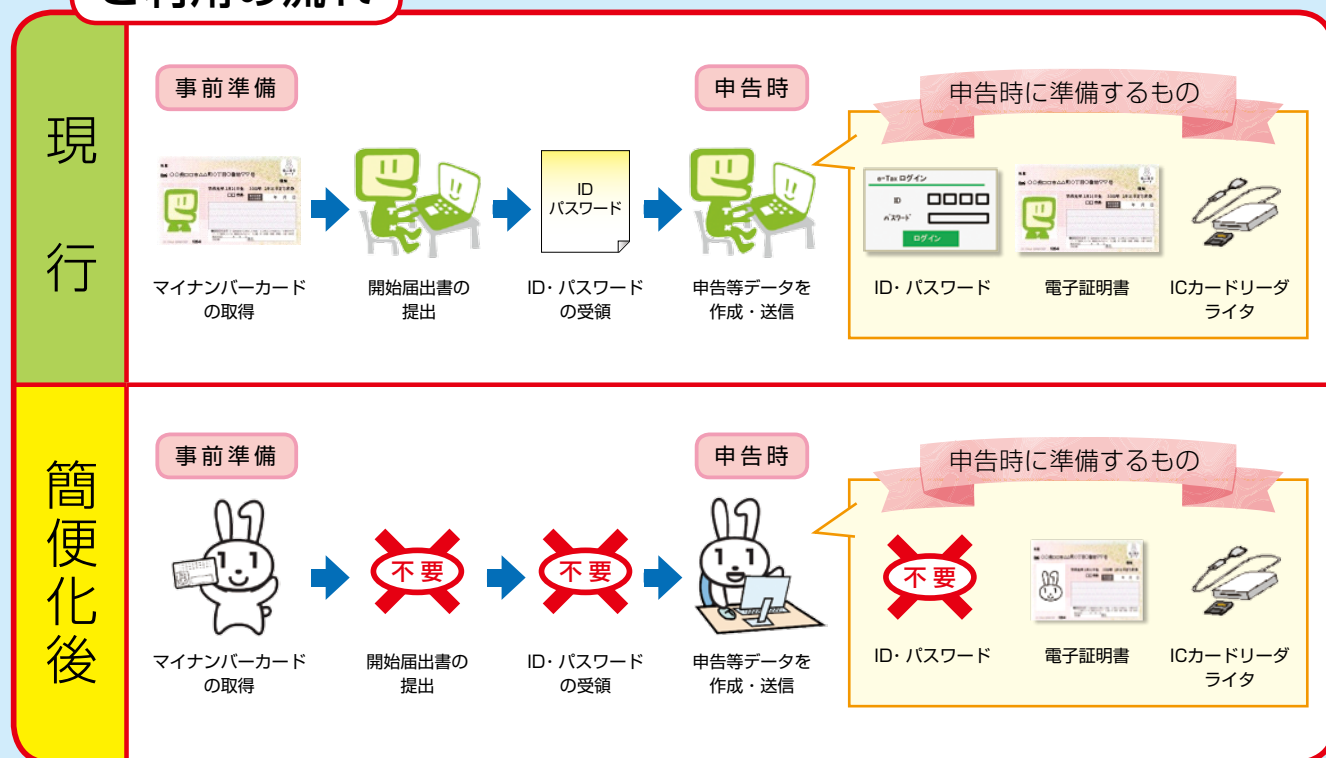
(注1)マイナンバーカード及びICカードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応(導入後、概ね3年を目途に見直し)として行います。

(注2)なりすまし対策やセキュリティ対策の一環として行います。

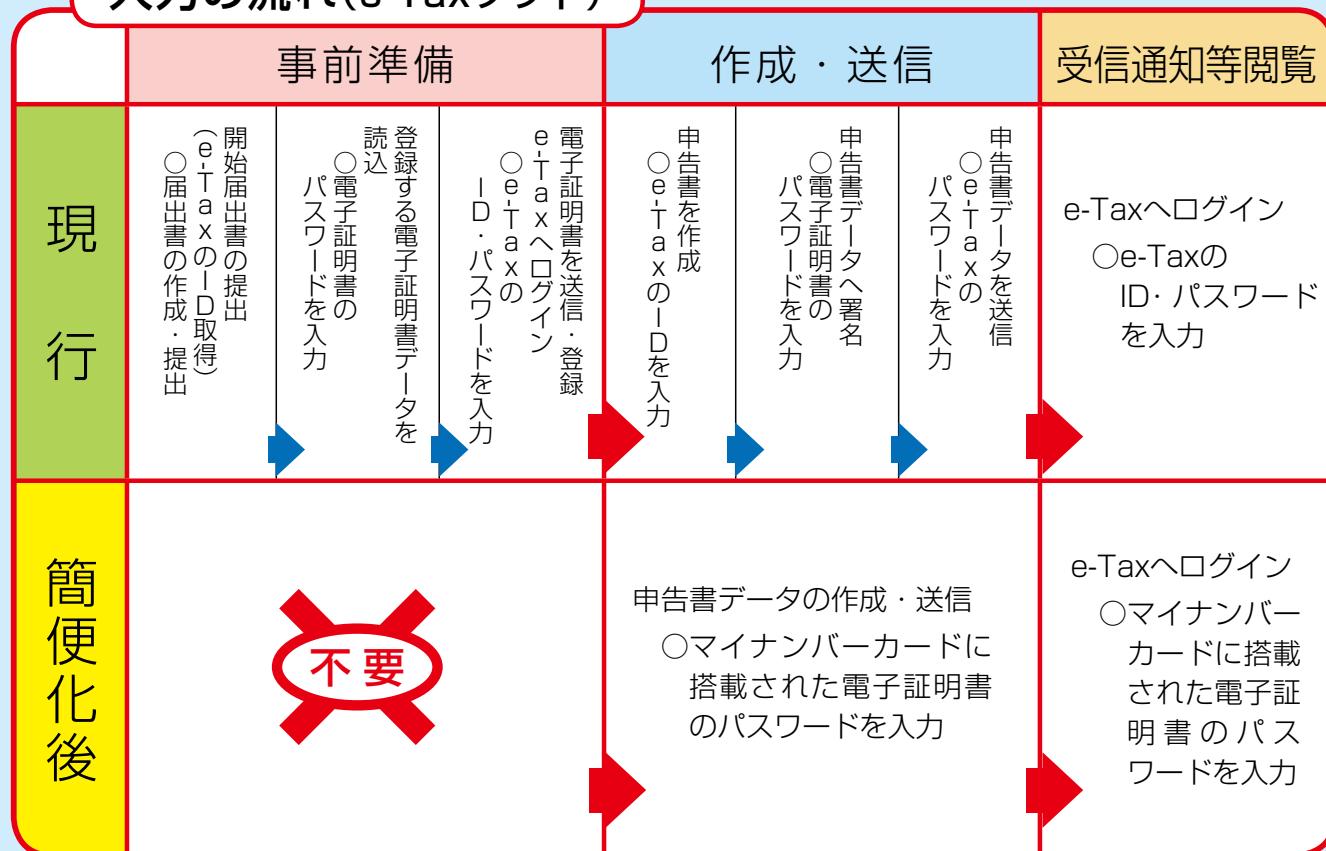
税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話や「振り込め詐欺」などにご注意ください。

～マイナンバーカード方式によるe-Tax利用のイメージ～

ご利用の流れ



入力の流れ(e-Taxソフト)



最新の情報はe-Taxホームページをご覧ください。

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索



報告

支部・部会税制研修会 実施報告

4月18日(火)から5月19日(金)の間、全ての支部・部会報告会に接続して税制研修会が開催されました。講師は、東村山税務署法人課税第1部門藤田審理担当上席と齋藤法人審理担当官の2名で、「平成29年度税制改正について」分かり易くご説明いただきました。



藤田審理担当上席



研修状況



齋藤法人審理担当官

報告

税制研修会 実施報告

5月11日(木)清瀬商工会館、5月17日(水)ブリヂストンクラブ及び5月19日(金)東村山法人会館において税制研修会が開催されました。

5月11日(木)清瀬商工会館 原田税理士による「ふるさと納税について」

5月17日(水)ブリヂストンクラブ 能勢税理士による「税理士コラムから」

5月19日(金)東村山法人会館 森税理士による「事業承継について」



原田税理士



能勢税理士



森税理士

報告

青年部会経営講演会 実施報告

平成29年4月18日(火)青年部会主催第1回経営講演会が開催されました。当日は青年部会員を始め、約40名が参加しました。講師に財務ドクター藤原敬男氏をお迎えし、「銀行が評価する決算書作成の秘訣」と題し、決算書を工夫して有利な資金調達に成功した事例等をご説明いただきました。



講師 藤原敬男氏



研修状況

教えて 税理士さん!



「教えて税理士さん!」コーナーでは、経営者としていまさら聞けない税に関するご質問やお悩み、疑問等に税理士さんがお答えします。

また、税に関する質問を受け付けています。詳しくは本誌20ページをご覧ください。



質問

来客時に自販機で購入した(領収書の無い)お茶等の
経費への計上方法はどうすれば良いですか?

(小平市 N.I.)



回答

事業に関係する支出を経費として処理するためには、実際に金銭を支払ったという事実を証明するための書類が必要となります。この書類として一般的には領収書やレシートが該当しますが、経費にするためには領収書やレシートが必ず必要である、といった税法の定めはありません。そのため領収書やレシートが無い場合であっても、他の代替する書類で支払の事実を証明することが出来れば、経費として処理することは可能と考えられます。

例えばご質問の『自動販売機で購入したお茶等の支出』の場合には、出金伝票を起票することで経費計上することが出来ます。

ここで出金伝票とは、現金を支払った際に記載する書類の名称で、「伝票」とあると仰々しいですが、メモ書きと同等のものであり、書式に厳格なルールはありません。そのため市販されているものや、また Excel などでも独自に作成したものを使用することも可能です。但し、要件として①支払をした年月日、②支払先の名称、③支払金額、④支払内容の4項目は記載されていることが必要です。ご質問のケースの場合、『〇年〇月〇日 自販機 〇円 お茶代として』のように4項目を記載することで、領収書を代替する書類として使用することが出来ます。

なお、出金伝票は会計帳簿や領収書や請求書などの書類と同様に、一定期間保存することが求められています。この保存期間は税法に定められていますのでご留意下さい。



回答者

東京税理士会東村山支部所属 木村公認会計士 税理士事務所
公認会計士 税理士 木村 智宏

東村山法人会

セミナーのご案内



参加費
無料!!

決算法人説明会	7月 6日(木)	13時30分～16時
決算法人説明会	8月 4日(金)	13時30分～16時
新設法人説明会	7月 7日(金)	13時30分～16時10分
税務教室「減価償却の概要」	8月22日(火)	15時～16時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合のよい日にお越しください。

どなたでも参加できます!

参加ご希望の方は東村山法人会事務局にお電話ください。☎042-394-7654

厚労省が全国の 違反企業 334 社を公表

厚労省が去る5月10日、長時間労働削減に向けた取り組みとして「労働基準関係法令違反に関わる公表事案」を発表し、2016年10月～2017年3月の送検された334件がHPに掲載されています。公表内容は「企業名」「所在地」「公表日」「違反法条」「事案概要」「その他参考事項」の6項目で、2017年4月18日が最新更新日となっており、今後毎月更新される予定とのことです。

当時注目された最大手広告代理店での、長時間労働と上司のパワハラにより新人女性社員が自殺した事件をはじめ、9ヶ月間にわたり所定賃金合計約230万円未払いの最低賃金法違反事件や、労働安全衛生法違反事件などが公表されています。

労働環境の改善やコンプライアンス状況が良くなれば公表リストからは外されますが、公表日から概ね1年間はそのままとなります。ただし、1年以内であっても公表を続ける必要が無くなったと認められる場合には、削除される模様です。率直なところ、都道府県別で公表された企業数にはバラツキがありますが、東京都などは本来の存在する企業数から推して少なくないかという意見もあるようです。

一方、文科省の「平成27年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果」によると、2015年度にうつ病などの精神疾患で休職した公立学校の教員が5009人で(全教員の0.54%)あり、病気休職者の6割強を精神疾患が占めていたことや、京都のある宗派が雇用する一部職員に40年以上に渡りサービス残業を強制していたことが判明しました。様々な現場で、法違反事案が明らかになる頻度が目に見えて増加しており、事業所の事業継続を阻害するリスクも大きくなっております。

いずれにしても、国が本格的に労働環境の整備、特に長時間労働削減や過労死防止、健康経営の推進等に注力し始めております。『法律を守っていたら事業継続できない』ではなく、『法律を守るからこそ従業員のモチベーションも上がり、労使とその家族、そして取引先を含め三方良し』が成るのではないのでしょうか。

毎月、法人会にて、無料の経営労務相談会を実施しております。労働時間の見直し、401K導入、ストレスチェック、各種規程のチェック等、厚労省管轄助成金受給そして労使トラブル等深刻なお悩みでも、お気軽にご相談にお出下さい。

次回の日時・場所は、7月5日(水)14:00～16:30 法人会会議室にて行います。

筆者紹介

石津 雄美(いしづ たかよし) 2017年6月1日現在



石津社労士事務所 所長(特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属)
オールフォーオール 代表(経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所行政協力相談員、板橋青色申告会会員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、シーツ(株)代理店、O3S(ワンストップソリューションサービスチーム)= AFAC 主宰、マイナンバー推進協議会会員) 一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員

- 略歴**
- 昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
 - 昭和54年 損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
 - 保有資格 ライフ・コンサルタント(生保協会)、年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
 - 平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格一特定社労士資格取得
 - 平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士会連合会)

- 事務所**
- 所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-7-1 雅ミヤビ17ワイズA
 - TEL 090-1738-7991
 - e-FAX 03-4496-5373
 - e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp
 - HP <http://www.just.st/7162591>



有形文化財

外氣舎記念館

地域の名所

写真は、独立行政法人国立病院機構東京病院の敷地にある「外気舎記念館」です。これは、昭和14（一九三九）年に開所した「傷痍軍人 東京療養所」の付帯施設として整備された72棟の「外気舎」のうち1棟です。

「外気舎」は、結核に有効な治療薬がなかった時代に、大気療養・作業療法を施した施設です。完治前の患者を二人一組にして自治生活を営ませ、患者ごとに適した作業を行わせる退所前プログラムを実施し、社会に適応可能な身体作りを目指しました。同様の「外気舎」による大気療養・作業療法は、茨城にあった療養所でも実施されていたそうですが、東京病院の「外気舎記念館」が現存する唯一の施設とされています。

また「外気舎」は、建設当時の結核治療の主流であった大気安静療法を今に伝える貴重な施設であり、国民疾患であった結核医療史的にも、また軍事史的にも、後世に伝承していくべきものと考えられます。昭和6（一九三一）年の東京府立清瀬病院（独立行政法人国立病院機構東京病院の前身）の開設以来、数多くの結核療養施設がつくられ、結核医療のまちとして広く知られている清瀬市の指定有形文化財としての価値を十分に有しています。

地域のイベント情報

東村山

タウンミーティング

「市民と市長の 対話集会」

【日 時】 6月30日(金)午前10時～正午

【会 場】 市民センター

(東村山市本町 1-1-1)

【問合せ】 市民協働課

☎(042)393-5111(代)

【対 象】 小中学生のお子さんを持つ子育て世代のかた。※申込み不要、直接会場へ

★手話通訳・要約筆記が必要な場合は、
開催日の1週間前までにファクスで市
民協働課(FAX393-6846)へ

清瀬

オオムラサキケージの 一般公開

清瀬市では、雑木林の整備(若返り)を目的に雑木林の象徴として国蝶「オオムラサキ」の飼育を行っています。清瀬で生まれたオオムラサキをぜひご覧ください。

【日 時】 ①6月14日～7月12日の

每週水曜日午後2時～4時

毎週日曜日午前10時～午後3時(いずれも雨天中止)

【場 所】 伊藤記念公園 台田の杜

(中里六丁目66、西武池袋線清瀬駅北口から次のいずれかのバスに乗車。【清64】清瀬市役所経由 台田団地行き、【清64-2】中里経由 台田団地行き、いずれも「下戸」下車、徒歩5分。)

※直接会場へ。10人以上の場合のみ平日に限り予約可。電話で下記へ。

【申込み・問合せ】 清瀬市水と緑の環境課緑と公園係

☎042-497-2098へ

ご案内

第6回 租税・科学教室

ぜいきんとプラネタリウム

【主催】東村山法人会(税制・社会貢献委員会、青年部会)

多摩六都科学館
親子で計**200名**
無料で招待!

【日 時】平成29年9月9日(土)
午前の部 10:00～13:55(受付9:30～)
午後の部 13:00～16:35(受付12:30～)

【内 容】1. 租税教室 税金についてのおはなし **プレゼントもあるよ!**
2. 大型映像とプラネタリウム

世界最大級のドームスクリーンで見る大迫力の映像

【募集期間】7月1日(土)～8月10日(木)

【お問合せ】東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

ご案内

青年部会主催 経営講演会

野球から学ぶリーダーシップ

【講 師】元プロ野球選手、野球解説者

仁志 敏久 氏

【日 時】平成29年7月4日(火)午後7時

【会 場】成美教育文化会館グリーンホール
(東久留米市東本町8-14)

【お申し込み】東村山法人会事務局(☎042-394-7654)



**参加費
無料!**

立川都税事務所からのお知らせ

中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対 象 者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・ 資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・ 特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) * 空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) * 照明設備(蛍光灯照明器具、LED照明器具、LED誘導灯器具) * 小型ボイラー設備(小型ボイラー類) * 再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減 免 額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)平成33年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)平成32年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の延長承認を受けている法人の場合は、その日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

詳しくは主税局ホームページ内
「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。

【お問い合わせ先】

●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること

- ・ 立川都税事務所事業税課 (法人事業税班) ☎042-523-3174
- ・ 立川都税事務所事業税課 (個人事業税班) ☎042-523-3173
- ・ 主税局課税部法人課税指導課(法人事業税班) ☎03-5388-2963
- ・ 主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) ☎03-5388-2969

●地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること

東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) ☎03-5990-5091



株式会社 野崎造園

「環境」をトータルプロデュース

株式会社野崎造園は、昭和58年の設立以来「現場第一主義」をモットーに精進してまいりました。特に私どもの業種は、建設業の中で唯一、生き物を扱うという特殊性ゆえ、豊かな経験、卓越した技能、そして高い感性が求められております。その中で日々の地道な努力が認められ、数多くのお施主様や、官公庁より特命で仕事をいただき、造園工事の現場をリードしてまいりました。

現在、練馬区とさいたま市に営業所を設け、東京都、埼玉県、神奈川県をエリアとして事業展開をしております。主な事業としては、①東京都住宅公社やURなどの団地内の外構、園路や遊園施設のリニューアル工事、②東京都の公園緑道の築造工事、③大学や法人事業所の緑地の年間管理作業や緑化のメンテナンスの提案活動などです。又、変わったところでは、多摩動物園のコアラの餌となるユーカリの栽培管理365日休みなく行い、毎日新鮮なユーカリの葉をコアラ舎に届けております。

地域の安全対策活動として、台風や強風時には街路樹を見てまわり、緊急の倒木などの撤去作業を積極的に行っております。又最近、樹木医による街路樹診断を行い、危険な樹木を早期に発見し倒木等の事故を未然に防ぐための資料づくりに貢献しています。

弊社は小さな会社ですが「山椒は小粒でぴりりと辛い」の諺のごとく、社員一人一人が独創性を発揮し、自らのやりがいを見つけ、社会に貢献できる会社を目指しております。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、緑の作業の重要性は増々高まっています。東京を訪れる海外の方に、緑多く潤いのある東京を実感していただける様、社員一同頑張る所存です。



都営中原 アパート外構改善工事



狭山境緑道 園路改修工事



第29回全国都市緑化フェアTOKYO



神代植物公園 噴水工事



社内風景



代表取締役 野崎 隆之

株式会社 野崎造園

■ 代 表 野崎 隆之

■ 所在地 東久留米市柳窪4-14-22

■ T E L 042-471-4635

■ ホームページ <http://www.nozaki-zoen.co.jp/>

女性フォーラム 参加報告

報告



4月7日(金)、第12回法人会全国女性フォーラムに白石女性部会長以下2名が参加しました。今年の女性フォーラムは、鹿児島県の城山観光ホテルにおいて、全国から約1,600名の法人会女性部会員が集まり、盛大に開催されました。

第1部大会式典は、国歌斉唱からはじまり、女性部会活動報告や大会宣言、スローガン唱和、次年度担当山梨県連への大会旗伝達などが行われました。

第2部では、株式会社国際協力銀行の林 信光氏による「明日の社会と税金を語る～霞が関からワシントンまで～」と題した

記念講演が行われました。講師が大蔵省入省から総理秘書官を務めた際のエピソードや現在の安倍内閣が長期政権であることの世界的なメリットなどについてお話をいただき、大変興味深い講演でした。

第3部の懇親会では、様々な地域の女性部の方々と交流を行い、税に関する絵はがき募集を初めとする当会の活動に参考となる大変有意義なフォーラムとなりました。

源泉所得税実務研修会 実施報告

報告



講師 室橋源泉審理担当上席

4月11日(火)法人会館において源泉所得税実務研修会が開催されました。東村山税務署法人課税第2部門室橋源泉審理担当上席に講師をお願いし、午前は「源泉所得税入門コース」、午後は「源泉所得税の実務」の2部構成で行われました。

午前では実務経験の少ない参加者に対し基本的な給与の税額計算等の説明を、午後では実務経験者に対し、問題演習と解説講義を主体に説明して頂き、参加者から大変ためになったと好評でした。

報告

ビジネスマナー研修 実施報告

5月18日(木)法人会館において今年度で5回目となる「ビジネスマナー研修」が開催されました。管内の新入社員に混ざって中堅社員の方も参加され、講師であるミサワTG&Sオフィス(株)代表取締役三澤雅史氏からビジネスマンの必須要件である社会人としてのマナーや基本的な仕事の進め方などについて実践的に学習しました。また、参加者には「職場の基本マナー」テキストをプレゼントし、喜んでいただきました。



講師 三澤雅史氏



社会人としてのマナーの実践練習

補助金・助成金獲得法セミナー 実施報告

報告



講師 上甲寛氏

平成29年5月26日(金)法人会館において、講師に(株)国土工営コンサルティング事業本部上甲寛氏(中小企業診断士)をお迎えし補助金・助成金獲得法セミナーを開催しました。

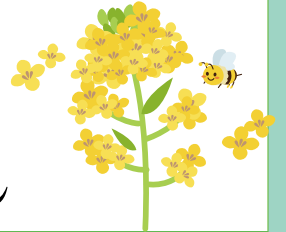
会員を始め地域の経営者の方々にご参加頂き、経営戦略の正しい立案方法や補助金・助成金の獲得方法を学び、経営安定化に向けた知識を習得しました。



ひと
ひと

小平第4支部 副支部長

下山 俊彦 さん



武蔵村山市で生まれ育った私は、
たまたま進学した工業高専の電気工
学科が元となり、電気工事関係の会
社に就職しました。その会社はと
てもハードなところで仕事が終わっ
て家に帰るころには0時を回ってい
たこともしばしばでした。しかし年
齢層が若く、同じ年齢くらいの社員
が沢山いたため、みな弱音を吐かず
に頑張って日々の仕事をこなしてい
ました。年齢も近いのですぐに仲良
くなり、週1回の休日には必ずサー
フィンをしに3、4人で千葉県鴨川
方面へとくりだしていました。

そんな中、昭和63年に会社の同僚
に“請負で仕事をしないか”という
話が飛び込んできて、相談を受けま
した。“どうしたらいいかな”とい
う同僚に“これはチャンスだからや
るべきだ！”と力説すると“そう言
うなら一緒にやらないか？”とヤブ
ヘビに。まだ23歳だった私は失うも
のも特にないだらうと即答したま
では良かったのですが、独立すること
になった平成元年9月には、小平市
に新築を建てることになったり、結
婚することになったりと大きな事柄
が3つも重なり、とても忙しい年と
なりました。翌年には有限会社とし
て法人登録して法人会への入会も早
かったように記憶しています。

共同経営者の同僚と2人の社員の
4人でスタートした電気設備工事の
請負会社は、まだバブルだった中
のころだったということもあり順調
に仕事量も増え、非常に忙しく休



なく頑張っていました。元請け1カ
所からの仕事受注だったので徐々に
他の仕事を増やして行き、開業して
5年が経ったところに元請け会社が撤
退することに。そのころには50%は
元請け以外の仕事をやっていたので
なんとか仕事をつなぐことができました。
そのころに、共同経営でやっ
てきた同僚とは別れて少してから
株式会社になりました。電気設備を中心
に太陽光発電設備の専門店として早い
時期から取り組んで、多いときは12
人の営業体制でテレアポやポステイ
ング、イベント開催など今まで
したことのない営業活動を必死に
やっております。その成果で現在
約2000件の顧客ユーザーがあり、
最初の契約したお客様は18年以上の
月日が流れていて時の流れの速さを
感じています。

現在はそのユーザー様からのリ
フォームや塗装などを沢山ご相談頂
くようになり、現在では住宅に関す
る事は何でもこなせるようになって
きました。これも全てのお客様のお
かげととても感謝しています。もう
すぐ起業から30年が経とうとしてい
ますが、今までやってこれたのも支
えてくれている家族や社員、また廻
りの方々のご協力やご支援があった
からこそだと思っています。この度
小平第4支部副支部長を仰せつかり
どこまでこなせるかはわかりませ
んが、法人会や地域の皆様に今までの
恩返しが少ないでもできればと思っ
ています。

株式会社イーエスピー

代表取締役 下山俊彦

法人会にご入会ください

1

法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- 1) 税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談を行っております。決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax・eLTAX 講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- 2) 本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を積極的に行っています。

2

法人会は幅広い相互扶助事業を行っています

- 1) 生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- 2) 特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- 3) 経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

3

法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国85万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行っています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ 東村山法人会 TEL 042-394-7654

新入会員紹介コーナー

公益社団法人東村山法人会の皆さまはじめまして。
この度入会をいたしました株式会社ハウジングアーキテクトです。

清瀬市を拠点におき、建築総合設計事務所として多摩地域、地域を中心に営業をしています。

同時に、不動産業、建設業、広報広告コンサル、旅行案内等を行っています。

業務は、注文住宅の企画設計、シェアハウス、賃貸建築設計リノベーション&リフォームの企画設計、自社による構造設計も安心安全面でご提供できる材料としてご相談承っています。

引き続き皆さまと共に地域で活動できる企業として精進してまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。



- 法人名 (株)ハウジングアーキテクト
- 代表者 竹内 隼人
- 住 所 清瀬市松山1-15-3新栄ビル2F
- TEL 042-497-8453
- FAX 042-497-8454
- 支部 東村山第3支部(正会員)

新入会員紹介

自平成29年3月1日～至平成29年4月30日に入会された会員

所属支部名	所 在 地	法 人 名	代表者氏名	業 種	電 話 番 号
東久留米第4支部	東久留米市前沢5-24-21	(株)因幡電機	岡垣 義壽	電気工事業	042-473-5515

1 時間まで **無料**。お気軽にどうぞ!!

法人会の **法律相談**



1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。
TEL : 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時~午後4時)
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで(祝日は除く)の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一人の相談は月1回に限らせていただきます。)

3. 相談内容

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

4. 担当法律事務所

羽野島法律事務所 羽野島裕二弁護士 他3名
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号
TEL : 03-3592-0541 FAX : 03-3592-0543

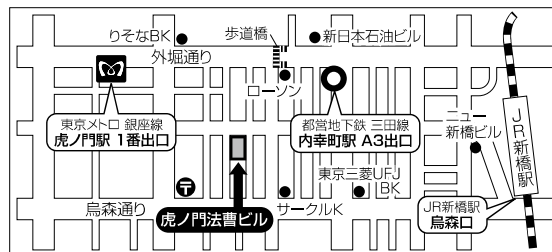
5. 相談場所

左記法律事務所

交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅(A3出口)徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅(1番出口)徒歩5分
JR「新橋」駅(烏森口)徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。
(東京法人会連合会が負担します。)
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円(別途消費税)です。
その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 (一社) 東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771

多彩なバリエーションと一流の講師陣による豊富なコンテンツが満載

会員だけの
特典!!

料金無料!!

セミナー インターネット DVD でレンタル予約 レンタルサービス!

会社や自宅にしながら インターネットから見たいセミナーが予約できます。
インターネットで **サンプル視聴** できるので、興味あるDVDやCDが予約できます。
忙しくてセミナーや研修会に **参加できない方** などに最適。



STEP1



ネットでお申し込み

STEP2



オフィス・ご自宅
お届け

STEP3



ポストにご返却

豊富なセミナーと一流の講師陣がバックアップします。

■一般経営 ■政治経済 ■環境・高齢化 ■健康・ライフスタイル ■著名人 ■研修・人材育成 ■実務家 ■労務 ■税務・財務・経理 ■法律

東村山法人会ホームページ「<http://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>」よりお申込み頂けます!!

支部・部会報告会、交流会実施報告

4月18日(火)青年部会を皮切りに5月19日(金)東村山支部合同報告会までの間に各支部・部会第5回報告会が開催されました。各会場には東村山税務署幹部のご臨席をいただき、平成28年度の事業報告と決算報告及び平成29年度の事業計画と収支予算並びに役員改選の報告が行われ、その後の交流会で親睦を深めました。各会場の様子を写真でご紹介します。

東村山 (5月19日(金)東村山法人会館)



白石副会長 挨拶



報告状況



交流会

小平 (5月17日(水)ブリヂストンクラブ)



小川会長 挨拶



報告状況



交流会

西東京 (5月17日(水)谷戸イチョウ・ホール)



尾林副会長 挨拶



報告状況



交流会

報告

東久留米 (5月12日(金)東久留米商工会館)



清瀬 (5月11日(木)清瀬商工会館)



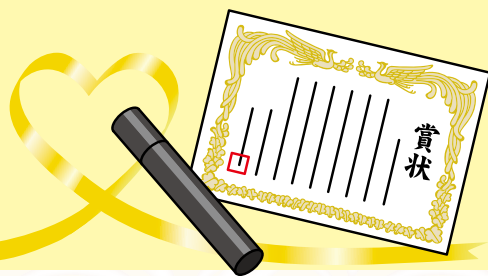
青年部会 (4月18日(火)東村山法人会館)



女性部会 (4月19日(水)東村山法人会館)



全法連・東法連表彰者



平成28年度の全法連・東法連感謝状及び記念品の贈呈式が6月14日(水)明治記念館において、ご来賓のご臨席のもと盛大に行われました。

【敬称略・支部順】



全法連功労者表彰受彰者

・東法連推薦

〈西東京〉鎌田忠詞 (税制・社会貢献委員長、
東法連公益事業委員)

・単位会推薦

〈小平〉井上嘉明 (組織・厚生委員長)
〈清瀬〉恩田健次郎 (支部長)



東法連会員増強功労者表彰受彰者

〈小平〉小川義幸 〈小平〉林 新
〈小平〉林 研志



東法連功労者表彰受彰者

〈東村山〉三馬教子 (女性部会副部会長、
組織・厚生委員等)

〈小平〉小山義雄 (副支部長、総務委員)

〈西東京〉西潟克夫 (支部会計)

〈東久留米〉大島克江 (支部長)

〈清瀬〉加藤正子 (女性部会副部会長)

〈清瀬〉細山茂美 (広報委員長)

優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切にする経営者の皆さまのために 社外で安心の積立を



東法連特定退職金共済制度

東法連特退共制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

全C-27-11-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK

公益
財団法人

東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaihyo.or.jp>

法人会行事のご案内

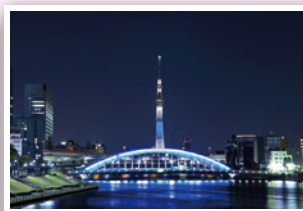
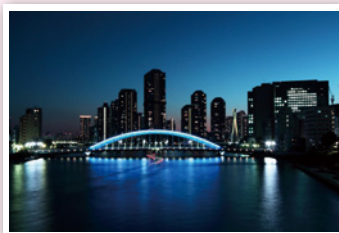
平成 29 年 5 月 31 日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
7. 4(火)	14:30	事業承継入門セミナー	法 人 会 館	7.11(火)		生活習慣予防検診	東久留米スポーツセンター
//	15:30	第2回組織・厚生委員会	部 外	//	14:00	個別融資相談会	法 人 会 館
//	19:00	青年部会第2回経営講演会	成美教育文化会館	7.13(木)		生活習慣予防検診	東久留米スポーツセンター
7. 5(水)	13:00	労務経営相談会	法 人 会 館	//	13:30	第2回税制・社会貢献委員会	多摩六都科学館
//	16:00	第2回総務委員会	部 外	7.18(火)		生活習慣予防検診	田 無 タ ワ ー
7. 6(木)		生活習慣予防検診	ハミングホール	7.19(水)		生活習慣予防検診	//
//	13:30	決算法人説明会	法 人 会 館	//	15:00	女性部会研修会	法 人 会 館
//	16:00	第2回事業研修委員会	部 外	8. 4(金)	13:00	事業承継個別相談会	//
7. 7(金)		生活習慣予防検診	ハミングホール	//	13:30	決算法人説明会	//
//	13:30	新設法人説明会	法 人 会 館	8. 8(火)	14:00	個別融資相談会	//
//	16:00	第2回広報委員会	部 外	8. 9(水)	13:00	労務経営相談会	//
				8.22(火)	14:00	第4回税務教室	//

本誌の表紙に
ご応募頂いた方
のお写真をご紹介します。



皆様振るってご応募ください。



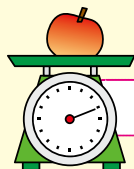
所沢市 三宅 正人さん

Recipe

長芋・胡瓜とたらこのサラダ

Instructor

東久留米第1支部
野島 貞夫さん



つくりかた

長芋の皮を剥いて、細かく切って
胡瓜も同じ大きさで切り、切った長芋と胡瓜
をお皿に入れて、たらこを乗せたら完成。

混ぜてご飯にかけてもいいし、お酒にも合います。



材料

長芋……………100g
胡 瓜 ……………1本
タラコ……………50g

税に関する質問募集

4月から会報誌に「教えて税理士さん！」コーナーを開設しています。(P7) 経営者として、いまさら聞けない税に関するご質問やお悩み、疑問等をお寄せ下さい。

いただきましたご質問から1問ずつ税理士が回答し、会報誌「向日葵」に掲載します。

募集要項 質問を100字以内でお願いします。匿名でOK

- ①ホームページ「教えて税理士さん！」をクリックしてご記入下さい。
- ②メールまたはファクスで送信。
(質問を100字以内でまとめて下さい)
メールアドレス info@higashimurayama-hojinkai.or.jp
ファックス番号 042-392-3820
- ③広報誌にはイニシャル等で掲載しますが、連絡のための連絡先をご記入下さい。

教えて税理士さん!

クリック

問い合わせ先 東村山法人会事務局 TEL042-394-7654

あなたの撮った写真

あなたの趣味に関する記事も募集しています



募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。
選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。
なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定

写 真

2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG, TIFF 推奨)

記事(文書)

200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て
TEL042-394-7654
〒189-0014 東村山市本町1-23-6
e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

募 集 締 切

締切は各号発行月の2ヶ月前の月末までにご応募ください。

- 4月号の締切は2月末まで
- 6月号の締切は4月末まで
- 8月号の締切は6月末まで
- 10月号の締切は8月末まで
- 12月号の締切は10月末まで
- 2月号の締切は12月末まで

公益社団法人東村山法人会報[251号] 平成29年6月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp
制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載